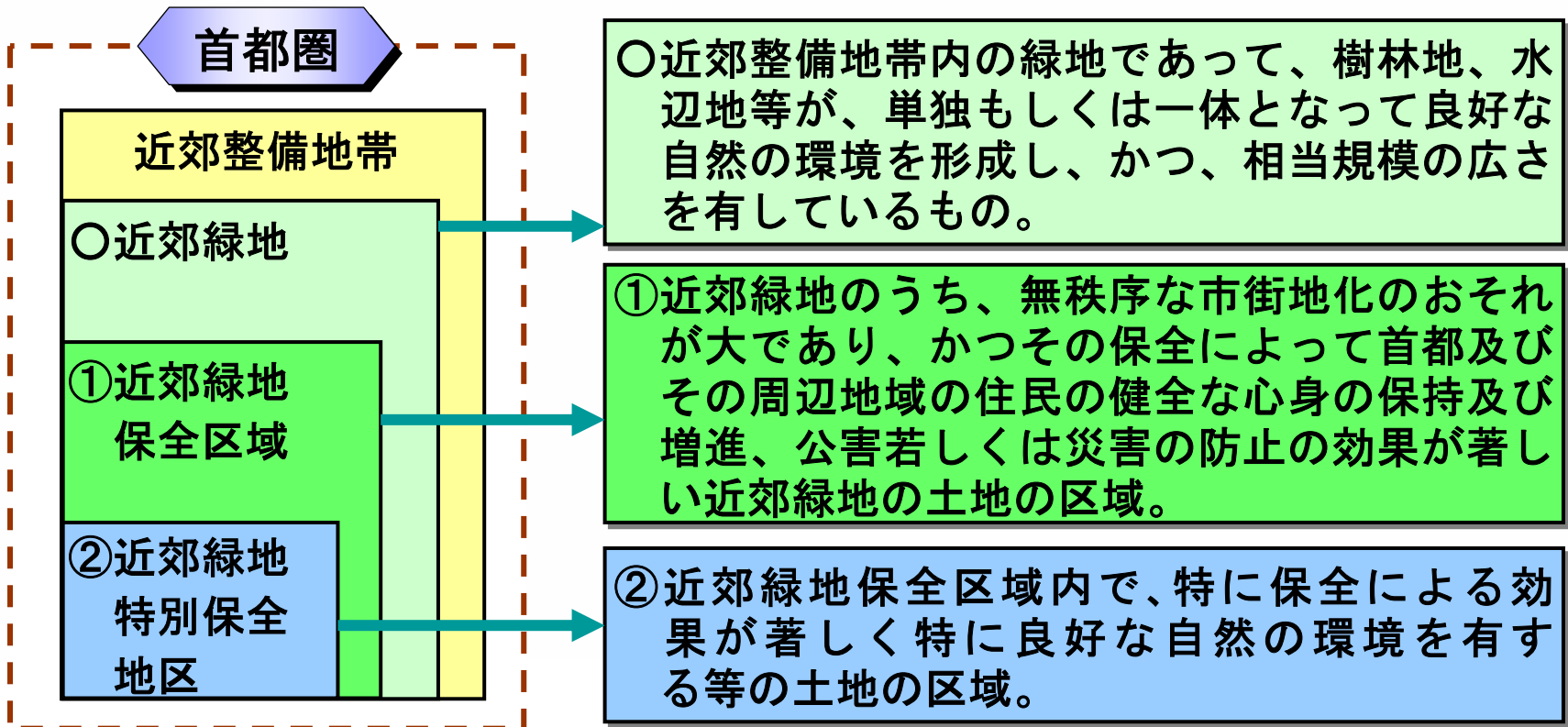


首都圏近郊緑地保全区域の指定

平成17年 8月11日 (木)
第7回国土審議会

近郊緑地保全制度の概要

目的	良好な自然環境を有する緑地の保全に関し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯等の無秩序な市街地化を防止し首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的とする。
根拠法	首都圏近郊緑地保全法(昭41法101) 都市緑地法(昭48法72)



近郊緑地保全制度の概要

①近郊緑地保全区域

広域的かつ長期的見地から指定

指定主体	国土交通大臣
保全計画	国土交通大臣は、近郊緑地保全区域の指定をしたときは、当該区域について近郊緑地の保全に関する計画（近郊緑地保全計画）を決定。
行為規制	○建築物等の新改増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等は、 知事等に届出 。 ○知事等は緑地保全のため必要と認めるときは、 助言又は勧告 を行うことができる。
費用負担	○近郊緑地の保全に要する費用は、都県の負担。

近郊緑地保全制度の概要

②近郊緑地特別保全地区

保全区域内の重要な地区

指定主体	都県・政令市
行為規制	<p>○建築物等の新改増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等は、知事等の許可が必要。</p> <ul style="list-style-type: none">・上記の許可を得られず損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償。・上記の許可を得られず、その土地の利用に著しい支障をきたすことにより、所有者から当該土地の買入れの申出があった場合、当該土地を買入れ。国はその一部を補助。 <p>○知事等は緑地保全について必要な措置（原状回復等）を命じることができる。</p>
費用負担	<p>○国は、地方公共団体が近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のために行う事業に必要な資金について法令の範囲内において、資金事情等が許す限り配慮。</p>

近郊緑地保全区域の現状

近郊緑地保全区域

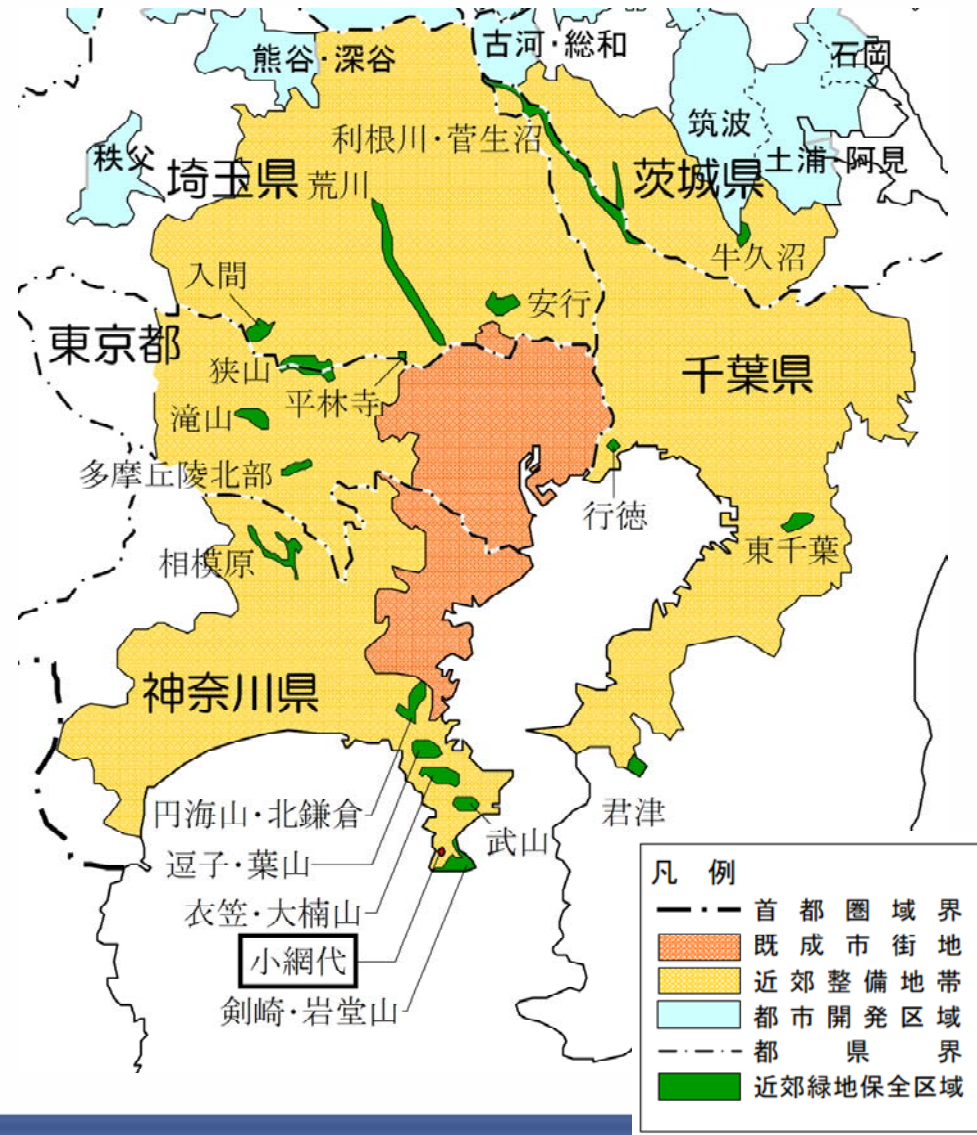
- ・ 18区域
- ・ 全体 15,693ha
(東京ドーム3,356個分)

近郊緑地特別保全地区

- ・ 9地区
- ・ 全体 759ha
(東京ドーム162個分)

【参考】近畿圏の指定状況

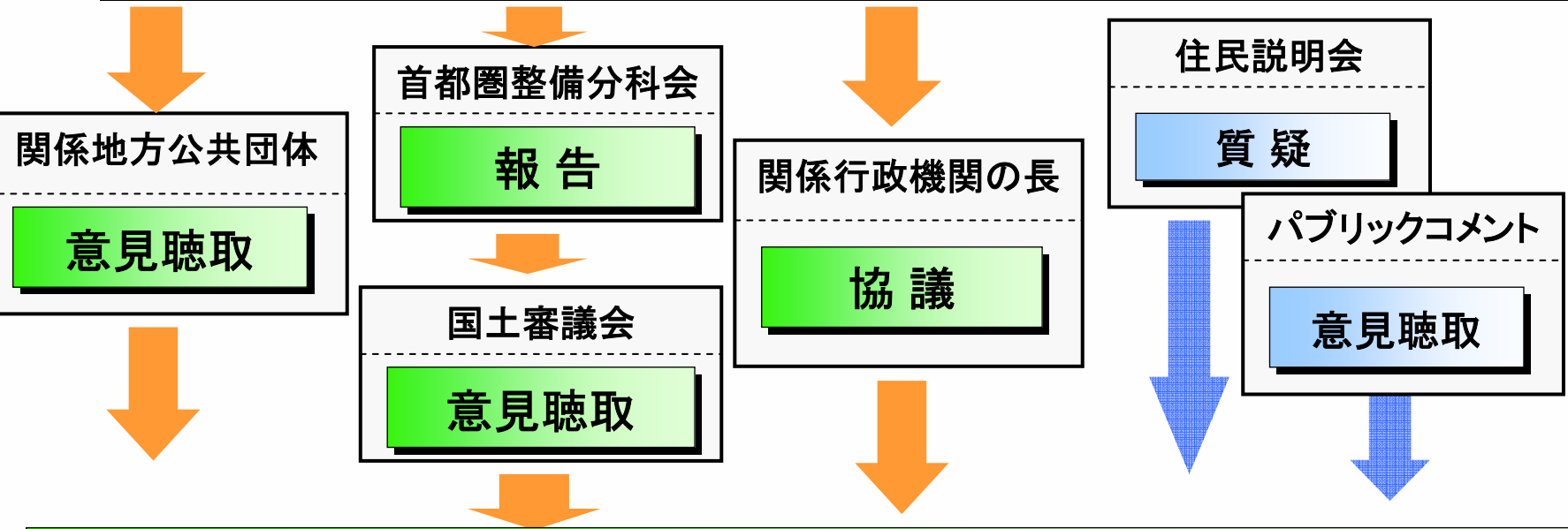
- 近郊緑地保全区域
6区域 (81,212ha)
- 近郊緑地特別保全地区
17地区 (2,697ha)



近郊緑地保全区域の指定の手続き

保全区域の指定に向けた検討(検討対象地域の設定)

保全区域の区域設定(案)及び保全計画(案)の作成



保全区域の指定・保全計画の決定

官報告示(効力発生)



近郊緑地保全区域指定（案）

1 名称

小網代近郊緑地保全区域

2 面積

約70ha

市町名	面積	町字名
三浦市	約70ha	三崎町小網代、初声町三戸の各一部

地域の概要



西南方向から保全区域全体を眺める（平成17年5月神奈川県撮影）



保全区域

平成15年撮影



指定の基準

評価の視点

A. 良好な自然環境の形成

B. 住民の健全な心身の保持及び増進への寄与

C. 公害若しくは災害の防止効果

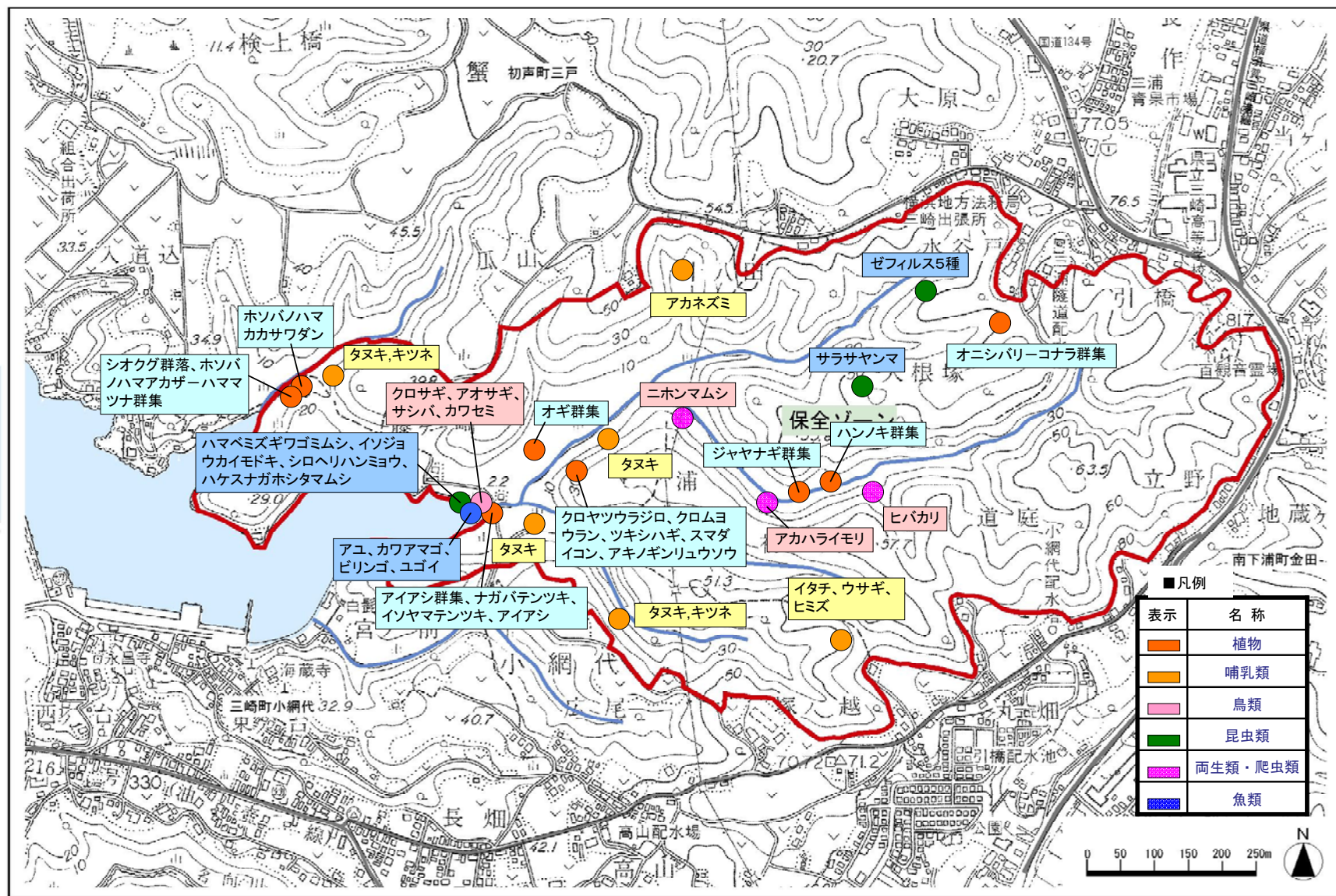
D. 市街化のおそれ



A. 良好な自然環境の形成

水系を軸に、森・湿地・干潟・海の自然がつながる集水域の生態系が自然状態のまま維持されている首都圏で唯一の緑地であり、希少種を含む約1,300種の多種多様な動植物種が生息生育する等、良好な自然環境を形成している。

多種多様な動植物



浦の川水系における植生



浦の川源流・上流域



コナラ・サクラ類を中心とした雑木林が見られる
(写真は川沿いのシダ群生)

浦の川水系における植生



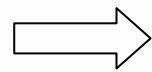
浦の川中流域

湿地を好むハンノキが多く見られる
(写真は淡水湿地の様子)

浦の川水系における植生



河口と塩水湿地



アイアシ等の群生が見られる

浦の川水系における植生



干潟部より湾を望む

小網代の森に棲む生きもの



アカテガニ

小網代の森に棲む生きもの



アカテガニ放仔の様子

小網代の森に棲む生きもの



オオタカ

小網代の森に棲む生きもの



カワセミ



指定の基準

B. 住民の健全な心身の保持及び増進への寄与

地域住民等の環境保全活動を背景とした自然観察活動等の場

- 四季を通して鳥類・昆虫類・甲虫類等の動物や森・湿地・干潟の植物等の数多くの生き物が観察できるなど、自然ふれあい拠点としての基盤を備えている。



○自然観察活動等の実態



自然観察会の様子

一年を通じて多くの自然観察会などが行われ、多くの一般の方が参加している。また、児童生徒の環境教育の場としても利用されている。

・自治体との協働状況
(神奈川県とNPO団体が協働で実施)



花パトロール



カニパトロール



道パトロール



アカテガニ・ビオトープ整備事業



○環境保全活動について

- 自主的な取組



干潟の清掃活動
の様子

指定の基準

C. 公害若しくは災害の防止効果

- 住宅地が丘陵部に隣接している中で、山林を主体とするまとまりのある緑地として浸透能や貯留量などの水環境保全機能が高い当該緑地は、水源かん養、洪水の防止等防災面で大きく寄与している。
- 周囲を市街地に囲まれた状態で良好な自然環境が面的まとまりを持って残されていることから、微気象調整機能、温暖化防止機能等の都市型公害の防止・緩和に大きく寄与している。

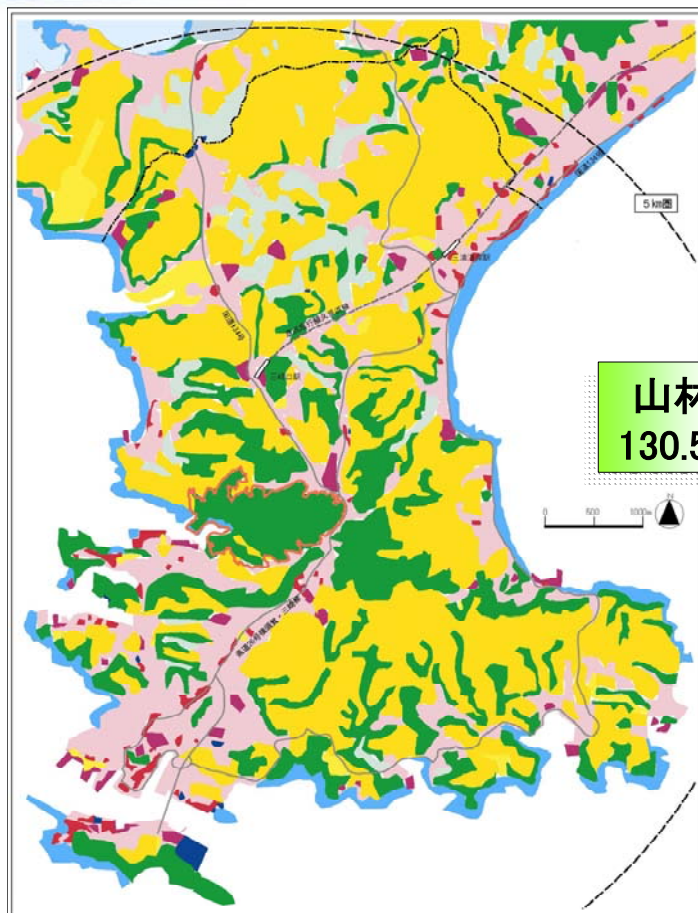


指定の基準

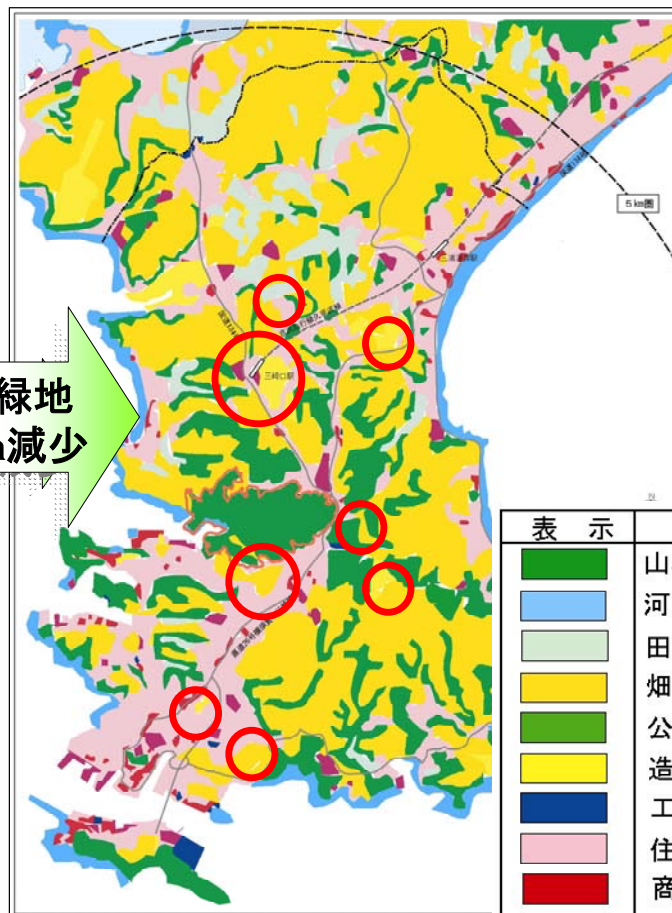
D. 市街化のおそれ

- 周辺部だけでなく地域の大部分が市街化区域であること、周辺部において宅地化が進む等都市的土地利用が増加していることから、将来的な市街化のおそれが大きいと言える。

■土地利用状況（緑地の減少）



1979年



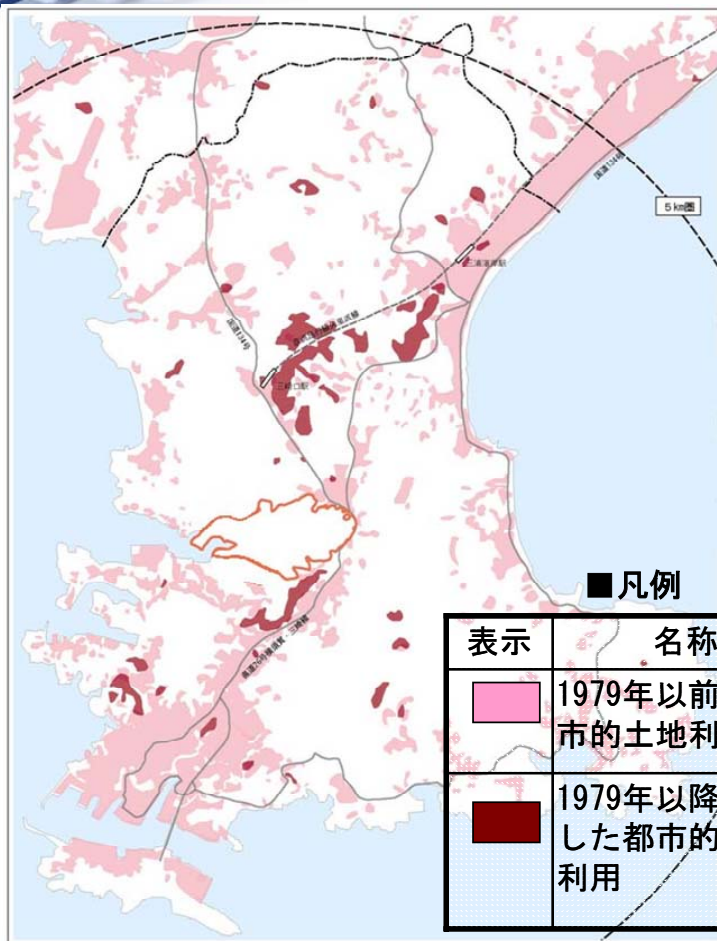
1994年

山林・緑地
130.5ha減少

○ 主な緑地の減少箇所

表示	名称
	山林・荒地等
	河川・湖沼等
	田
	畑・その他農地
	公園・緑地等
	造成中地・空地
	工業用地
	住宅地
	商業・業務用地
	道路用地
	その他の公共公益施設用地
	その他（防衛施設等）

■ 都市的土地利用の変化



D. 市街化のおそれ



小網代近郊緑地保全計画

近郊緑地保全計画（法第4条）について

○ 区域の指定をしたときは、国土交通大臣が決定しなければならない。

【法により規定する事項】

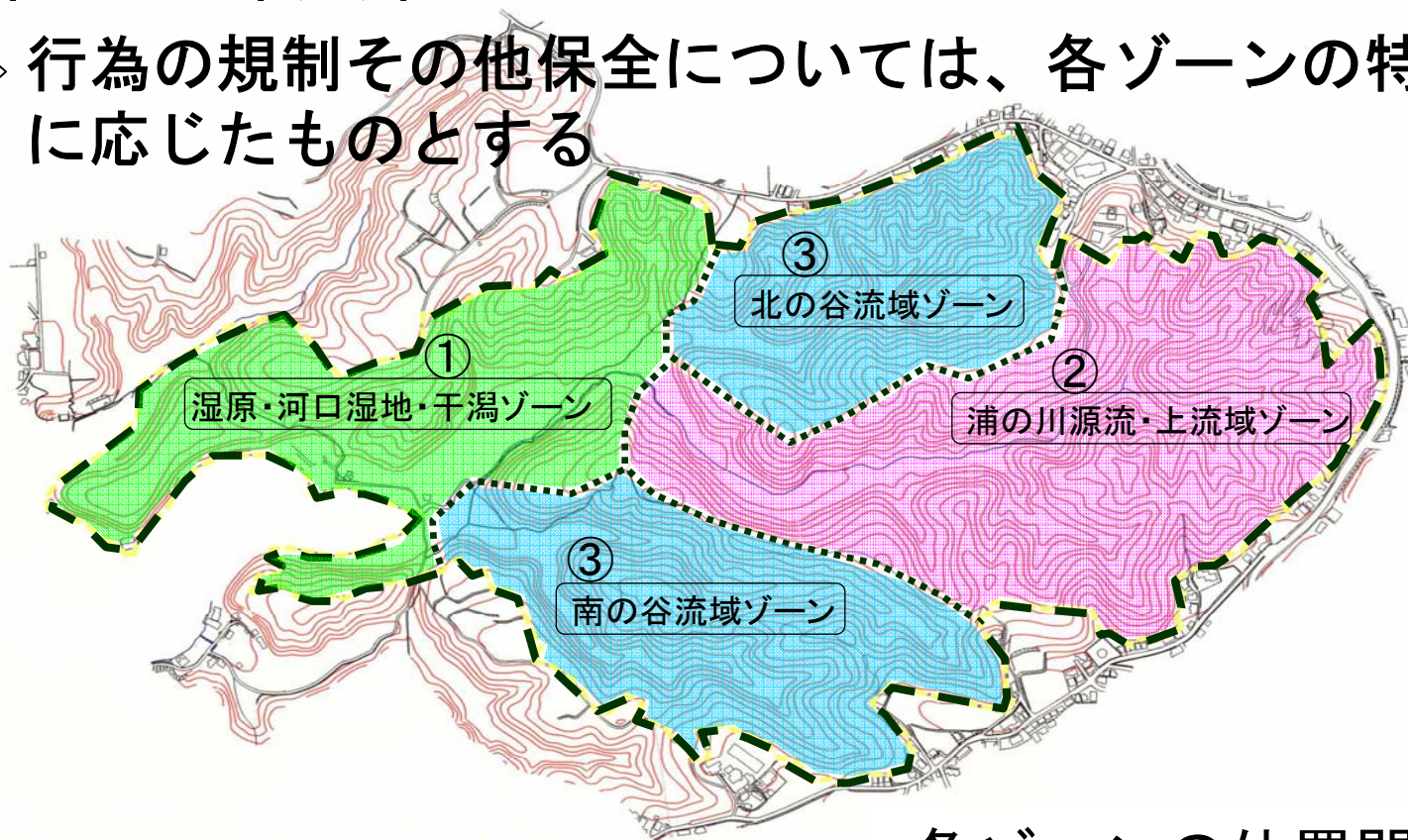
- 一 保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項
- 二 保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
- 三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項
- 四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

⇒ 環境大臣と協議し、首都圏整備計画と同様の手続きによる

一 保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項

1. 保全の基本方針

⇒ 行為の規制その他保全については、各ゾーンの特性に応じたものとする



各ゾーンの位置関係



① 湿原・河口湿地・干潟ゾーン

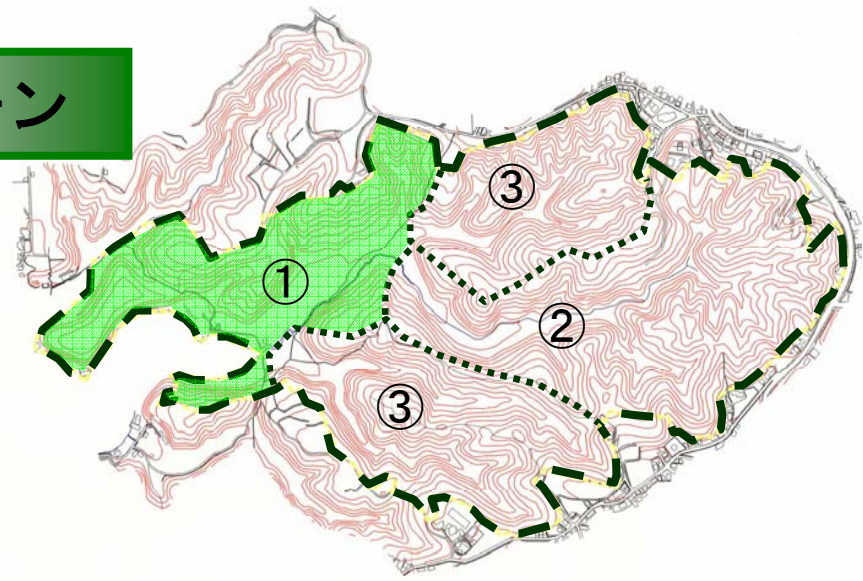
・ 環境学習等の活動の場



河口と塩水湿地



干潟と小網代湾



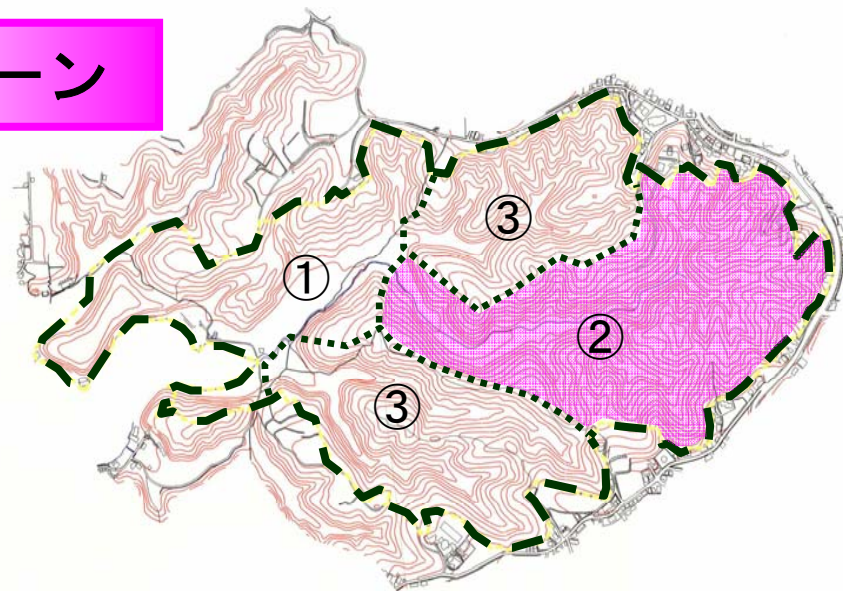
規制	水系への影響に配慮
施設	保全活動を支える施設、 ビオトープ等

② 浦の川源流・上流域ゾーン

- ・ 浦の川に沿った自然観察の場



浦の川源流沿いのシダ群生

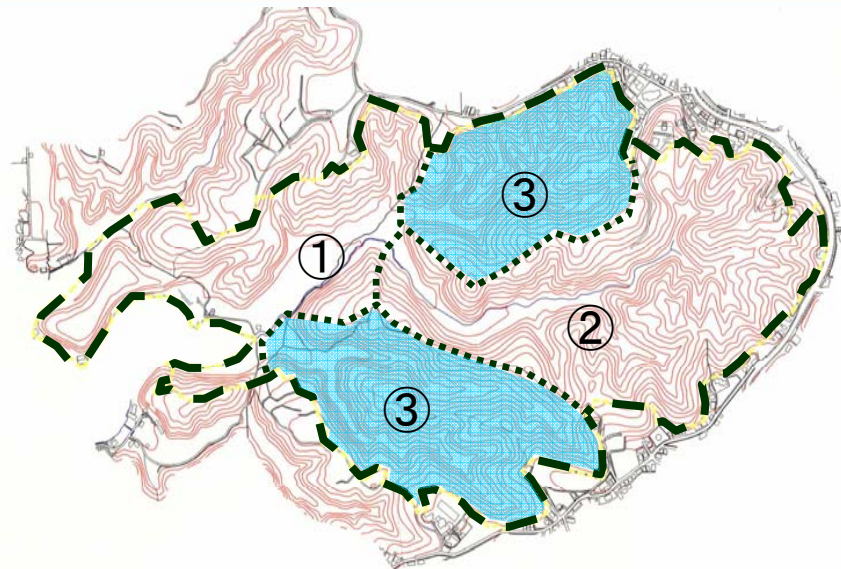


規制	生物多様性の保全に配慮
施設	散策ルートを整備



③北の谷流域ゾーン・
南の谷流域ゾーン

- ・ 樹林地を保全



規制	樹林の劣化防止に配慮
施設	樹林地として十分配慮